

令和6年5月17日

質問回答書

「第2期あいらくリーンセンター包括運営管理委託プロポーザル」に関する質問について、次のとおり回答します。

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問内容	回答
1	実施方針 (P4) 第2章 共通事項 第10節 業務範囲 6	「防災・防犯・警備等管理業務」との記載がありますが、業務委託契約書(案)(P11、第1章 第1条(9))および要求水準書(P2、表1-1)においては「保安管理業務」との表現が使用されております。本項目における「防災・防犯・警備等管理業務」は「保安管理業務」と読み替えてよいか。また、その場合、様式11-7-1,2の差し替いを依頼してよいか。	実施方針 第2章 共通事項 第10節 業務範囲6は、誤記のため「保安管理業務」と読み替えてください。 また、様式11-7-1及び2についても、誤記のため「保安管理業務」と修正の上、提出してください。
2	実施方針 (P7) 第3章 募集及び選定に関する事項 第5節 参加資格要件 1 応募者の構成等(3)	「協力企業」とは、複数企業で参加する場合に構成する「共同企業体(JV)」の構成員では無く、「代表企業」の子会社、関連会社等、本事業を実施するために参加する企業との理解でよいか。	お見込みのとおり、共同企業体(JV)ではなく、「共通の目的を持つ複数の企業が目的達成のために結成する共同体」で、グループ企業的なイメージを想定しています。
3	実施方針 (P7) 第3章 募集及び選定に関する事項 第5節 参加資格要件 2 応募者の参加資格要件(2)	「令和6・7年度～申請書を本市に提出している者であること。」との記載がありますが、事業内容を鑑みて「建設工事の特定建設業の清掃」、「役務の提供等の業務」、「庁舎等の管理等業務委託」に関する提出がある者との理解でよいか。	お見込みのとおりです。 要求水準書(P28) 業務内容(2)に記載しているとおり、屋根改修を予定していることから、当該業務を含めた業務の履行が可能な事業所を想定しています。

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問内容	回答
4	プロポーザル実施要領 (P11) 第5章 提出書類 1. 参加資格確認申請書類	参加資格確認申請書類を綴じこむファイルは、案件名・申請者名が明確であれば、自由様式と考えてよいか。	応募者が各自で準備されるもので差し支えありません。
5	プロポーザル実施要領 (P11) 第5章 提出書類 2. 技術提案書類	技術提案書類を綴じこむファイルは、案件名・申請者名が明確であれば、自由様式と考えてよいか。	応募者が各自で準備されるもので差し支えありません。なお、技術提案書の副本は、提案者を特定できる名称・ロゴマーク等の表示はできませんのでご注意ください。
6	プロポーザル実施要領 (P12) 2 技術提案書類 (1)	「様式集に示す所定のページ数以内 (A3 版は 2 枚と計上)」とは、各様式番号の右欄に記載の枚数と理解してよいか。例えば、(例 1/2) の場合、A4 版 2 枚が所定のページ数、(例 1/3) の場合、A4 版 3 枚が所定のページ数。	お見込みのとおりです。
7	プロポーザル実施要領 (P12) 第6章 提出書類作成要領 3. 価格提案書 (1)	「～封筒に入れ～」とありますが、封筒の様式・提出方法等に関して、提出ルールなどありましたら、ご提示ください。また、提出対象は、様式第 12 号一式、印は㊤のある箇所のみと考えてよいか。	価格提案書 (様式 12 号関連・一式) を入れた封筒は技術提案書の送付用封筒に封筒を分けたうえで、同封して差し支えありません。なお、封筒に特段の様式はなく、㊤は様式 12 号のみとなります。
8	プロポーザル実施要領 (P16) 第9章 1 事業に関する条件 (3) 価格提案に当たっての留意事項	「㊤応募者は～平準化～」とありますが、2018 年 3 月 30 日公表の企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」に従い、2021 年 4 月 1 日以降、収益の認識単位が契約単位から履行義務単位 (年度毎) に変わりました。各年度の業務内容 (特に修繕) に応じた委託料のお支払いとなるよう、協議頂けると考えてよいか。	優先交渉権者との協議となると想定していますが、各年度の委託料に変動が生じることにより、事務の煩雑化や誤りにつながる恐れもあることから、柔軟な対応が図れるよう調整に努めることになると想定しています。

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問内容	回答
9	プロポーザル実施要領 (P19) 第9章 3 本市による本事業の実施状況のモニタリング (1) 財務状況	SPC の設立を伴う場合にのみ、本項目が適用されるものとの認識でよいか。	お見込みのとおりです。 なお、特段の必要性が生じない限り、財務状況等の報告を求めることはありません。
10	プロポーザル実施要領 (P22) 3 (1) 基礎審査	「プロポーザル実施要領第5章3の参加資格確認申請書の確認結果・・・」とありますが、プロポーザル実施要領第5章1に示される参加資格確認申請書類を指すという理解でよいか。	お見込みのとおりです。 参加資格確認申請書類の審査・確認を指します。
11	プロポーザル実施要領 (P22) 3 (3) 価格提案書の提出	「プロポーザル実施要領第3章1(4)の示す上限金額・・・」とありますが、プロポーザル実施要領第2章1(4)に示される上限金額を指すという理解でよいか。	お見込みのとおりです。 上限金額を超える提案は失格となります。
12	プロポーザル実施要領 (P23) 第2章 基礎審査及び評価基準	「(2) 技術提案書における評価項目と配点 審査項目及び配点 2 事業計画に関する事項 (11) 地域振興・地域計画」の参考にいたしたく、入札参加資格者の名簿等の閲覧は可能か。	必要に応じ本市から情報提供をしますが、入札参加資格者名簿は不開示となっていますので、閲覧は不可となります。
13	プロポーザル実施要領 (P13) 第7章 2 プレゼンテーション・ヒアリング (3) ②	プロジェクターがPCと合わない場合もあります。持参プロジェクターをプレゼンに使用してもよいか。	持参プロジェクターを使用することも可能です。その場合は、ケーブルを含めて持参してください。 なお、本市が準備するプレゼンテーション時に使用するプロジェクターを変更する予定があるため、使用する機器については、改めてお知らせいたします。

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問内容	回答
14	プロポーザル実施要領 (P25) 別表1 技術提案書の評価基準 1 (4)	審査する点に①「十分な包括運営業務委託の実績があるか」との記載がありますが、処理規模、処理方式、契約期間、受託範囲等の実績が評価されるものと考えてよいか。また、②「配置予定従事者に十分な業務実績があるか」との記載がありますが、処理規模、処理方式、業務期間等の実績が評価されるものと考えてよいか。	お見込みのほか、①・②とも受託件数実績による経験値も評価の対象として想定しています。
15	プロポーザル実施要領 (P28) 様式集 様式第2号	「※申請は、～本店の代表者～」とありますが、当社は貴市への令和6・7年度の入札参加資格審査申請は「支店長」に委任しています。委任している「支店長」での申請でよいか。	お見込みのとおり、本市に提出された入札参加資格審査申請書に記載されたとおりとなります。
16	プロポーザル実施要領 (P28) 様式集 様式第2号	「添付書類 5. 法人登記謄本」とは、履歴事項全部証明書との理解でよいか。また、期限等交付の条件はあるか。 「添付書類 6. 納税証明書」とは、未納のない証明書(その3の3)と考えてよいか。	法人登記謄本は、現在事項証明書(全部事項証明書)で可とします。なお、法人登記謄本に有効期限はありませんが、交付後6カ月以内の謄本の写しを提出してください。 納税証明書は、直近1年以内の国税、都道府県税及び市町村民税の納税証明書とします。なお、未納が無い旨を証するものの提出でも可とします。
17	プロポーザル実施要領 (P29) 様式集 様式第3号	「所属技術者の状況」の記載は、左欄に資格、右欄に人数との理解でよいか。また、記載する資格は申請者が本事業で必要と考える主な資格との理解でよいか。	お見込みのとおりです。 具体的には「別紙1」のとおり修正して提出してください。

番号	実施要領、仕様書等の 該当箇所	質問内容	回答
18	プロポーザル実施要領 (P30) 様式第 4 号	代表企業が本事業を統括、代表企業の子会社が運転管理業務の一部を担う場合、プロポーザル実施要領 (P30) の記載は、構成企業欄に代表企業を記載、協力会社欄に代表企業の子会社を記載との認識でよいか。 また、この場合、単独企業による応募に該当するとの認識でよいか。	お見込みのとおりです。 協力会社欄には、協力して業務運営を担う協力会社を記載します。なお、単独企業のみ場合は、構成企業欄のみの記載となります。
19	プロポーザル実施要領 (P33) 様式集 様式第 5 号	現在履行中の業務も実績に含まれるとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
20	プロポーザル実施要領 (P34) 様式集 様式第 6 号	共同企業体 (JV) を構成しない場合、提出は不要と考えてよいか。	共同企業体 (JV) は想定しておらず、協力して業務運営を担う協力会社を想定しています。なお、単独企業のみ場合は、様式 6 号の提出は不要です。
21	プロポーザル実施要領 (P35) 様式集 様式第 7 号	現在履行中の包括運営業務も実績に含まれるとの理解でよいか。	お見込みのとおりです。
22	業務委託契約書 (案) P26 (搬出業務) 第 26 条 2 項	脱水汚泥およびし渣の「搬出」については、貴市、運搬委託先、事業者の 3 者契約を締結し、事業者は貴市が運搬委託先へ支払う費用の支払い代行との立場との想定でよいか。	脱水汚泥及びし渣の搬出に関する契約は、お見込みのとおり現段階では 3 社契約の手法を想定していますが、具体的には支払方法等を含め、優先交渉権者と別途協議することとします。
23	業務委託契約書 (案) P26 (搬出業務) 第 26 条 2 項	し渣の「搬出」にかかる費用は見積対象か。	し渣の搬出に係る費用についても見積し、価格提案書 (様式 12 号) 等に反映させてください。

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問内容	回答
24	業務委託契約書（案） P26（搬出業務）第26条 2項	脱水汚泥の「運搬・処分」については、貴市、委託先、事業者の3者契約を締結し、事業者は貴市が委託先へ支払う費用の支払い代行との立場との想定でよいか。	脱水汚泥の運搬・処分に関する契約は、お見込みのとおり現段階では3社契約の手法を想定していますが、具体的には支払方法等を含め、優先交渉権者と別途協議することとします。
25	業務委託契約書（案） P26（搬出業務）第26条 2項	脱水汚泥の「運搬・処分」にかかる費用は見積対象か。	脱水汚泥の運搬・処分に係る費用についても見積し、価格提案書（様式12号）等に反映させてください。
26	業務委託契約書（案） P28（処理対象物の性状及び量）第31条3項	「～かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て乙の費用において実施するものとする。」との記載があるが、判断の結果、性状が計画値の範囲外であった場合は同条第6項の精算時に調査費用を計上できるとの理解でよいか。	現時点において、性状が計画値の範囲外であった場合の対処方法等については想定していませんので、優先交渉権者と別途協議することとします。 なお、業務委託契約書は現段階での（案）としてお示ししたものであり、決定稿ではないことから文案を含め優先交渉権者と別途協議を行います。
27	業務委託契約書（案） P29（本件施設に係る計量）第33条4	「～甲が合理的に要求する場合、自らの責任及び費用により、計測を実施し～」との記載があるが、ここでいう「合理的」とは要求水準書（案）や各種関連法規に基づく内容との理解でよいか。また、法令変更があった場合は計測方法やその費用負担について協議できるとの理解でよいか。	合理的の想定は、お見込みのとおりとなります。 なお、法令改正による場合は、その都度協議を行うことになる想定しています。
28	業務委託契約書（案） P52（本契約の終了に際しての処置）第101条	「～本施設の基本性能を満足した状態であることを示さなければならないものとする」との記載がありますが、示し方は事業者提案と考えてよいか。	基本的にはお見込みのとおりとなります。なお、契約書は現段階での（案）としてお示ししたものであり、決定稿ではないことを申し添えます。

番号	実施要領、仕様書等の該当箇所	質問内容	回答
29	業務委託契約書（案） P81 表 4-1 悪臭（排出口：脱臭装置出口）	通常、規制基準値を順守するために性能保証値は低く設定されていますが、表 4-1 においては、臭気濃度以外の性能保証値と、規制基準値が同じ値となっています。規制基準値について確認を依頼します。	表 4-1 について確認し、数値を修正しました。修正後の数値は、別紙 2 によりご確認ください。
30	要求水準書（P19） 第 4 章 搬入・搬出管理 第 3 節 搬出管理 2 搬出業務	脱水汚泥およびし渣の「搬出」については、貴市、運搬委託先、事業者の 3 者契約を締結し、事業者は貴市が運搬委託先へ支払う費用の支払い代行との立場との想定でよいか。	脱水汚泥及びし渣の搬出に関する契約は、お見込みのとおり現段階では 3 社契約の手法を想定しており、その際の費用支払いについてもお見込みのと通りの想定ですが、具体的には優先交渉権者と別途協議することとします。
31	要求水準書（P19） 第 4 章 搬入・搬出管理 第 3 節 搬出管理 2 搬出業務	し渣の「搬出」にかかる費用は見積対象か。	し渣の搬出に係る費用についても見積し、価格提案書（様式 12 号）等に反映させてください。
32	要求水準書（P19） 第 4 章 搬入・搬出管理 第 3 節 搬出管理 2 搬出業務	脱水汚泥の「運搬・処分（堆肥化）」については、貴市、委託先、事業者の 3 者契約を締結し、事業者は貴市が委託先へ支払う費用の支払い代行との立場との想定でよいか。	脱水汚泥の運搬・処分（堆肥化）に関する契約は、お見込みのとおり現段階では 3 社契約の手法を想定しており、その際の費用支払いについてもお見込みのと通りの想定ですが、具体的には優先交渉権者と別途協議することとします。
33	要求水準書（P19） 第 4 章 搬入・搬出管理 第 3 節 搬出管理 2 搬出業務	脱水汚泥の「運搬・処分（堆肥化）」にかかる費用は見積対象か。	脱水汚泥の運搬・処分（堆肥化）に係る費用についても見積し、価格提案書（様式 12 号）等に反映させてください。

番号	実施要領、仕様書等の 該当箇所	質問内容	回答
34	要求水準書（P16） 第2章 運営・維持管理体制 第1節 組織計画 2 全体組織計画 表2-1 必要な資格者	表2-1に例示されています「電気主任技術者」に関して、当該有資格者を外部委託することは可能と考えてよいか。	電気工作物の保安管理業務委託等により対処されることは可能です。
35	要求水準書（P26） 第6章 維持管理業務 10 槽清掃	槽清掃、およびスカム、砂、残渣物等にかかる費用は見積対象か。	槽清掃、スカム、砂及び残渣物等の除去に係る費用についても見積し、価格提案書（様式12号）等に反映させてください。

【様式第 3 号】

会 社 概 要 調 書

令和 年 月 日現在

商号又は名称	
所在地	
代表者職氏名	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
会社の沿革	
業務内容	
特記事項	その他特記事項があれば記載する。

注：会社の概要が分かる資料（会社案内等）を添付してください。

所属技術者の状況

令和 年 月 日現在

技術士「	部門」	名
技術士「	部門」	名
技術士「	部門」	名
合計（上記延べ人数）		名

注：延べ人数を記載（1人の職員が複数の資格を有する場合は、各欄にカウントして記入すること）

表 4-1 悪臭（排出口：脱臭装置出口）

悪臭物質名	性能保証値	規制基準
アンモニア	1.0ppm 以下	2.0ppm 以下
メチルメルカプタン	0.002ppm 以下	0.004ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下	0.06ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下	0.05ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下	0.03ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下	0.02ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下	0.1ppm 以下
スチレン	0.4ppm 以下	0.8ppm 以下
プロピオン酸	0.03ppm 以下	0.07ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下	0.002ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下	0.002ppm 以下
イソ吉草酸	0.001ppm 以下	0.004ppm 以下
トルエン	10ppm 以下	30ppm 以下
キシレン	1.0ppm 以下	2.0ppm 以下
酢酸エチル	3.0ppm 以下	7.0ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1.0ppm 以下	3.0ppm 以下
イソブタノール	0.9ppm 以下	4.0ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下	0.1ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下	0.03ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下	0.07ppm 以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm 以下	0.02ppm 以下
イソバレールアルデヒド	0.003ppm 以下	0.006ppm 以下
臭気濃度	300 以下	-

表 4-2 悪臭（排出口：煙突出口）

項目	性能保証値
臭気濃度	1,000 以下